

「3 定議案第 37 号 建物の取得について」に対する附帯決議

3 定議案第 37 号 建物の取得については、3 月の当初予算成立後、数カ月の経過にもかかわらず、購入費に係る当初の債務負担行為限度額を 1 億 8,231 万円増額しての取得となり、本市にとっては大きな負担増となるなど、まことに遺憾である。

また先のオークワ社による建設工事の入札では、特定資材の納期遅延の影響により、工期が当初の 12 カ月から 5 カ月延長の 17 カ月と変更され、結果、新庁舎建設にも影響を及ぼす事態となった。

建築資材価格の高騰、特定資材の不足はやむを得ないと認識しながらも、市当局のこれまでの対応や見通しの甘さは否めない。

よって、これら増額負担及び工期延長となる結果を受け、本市議会は市当局に対し、新庁舎立体駐車場建物の取得に当たり、下記事項について十分留意し取り組むことを強く求める。

記

1. 「建物区分所有権売買契約」にかかわって、関係官庁の指導、天変地異等の不可抗力による理由以外、増加費用及び工期の延長を認めないこと

2. 株式会社オークワと請負業者間で結ばれる「工事請負契約」に、市として積極的に関わること

3. 新庁舎立体駐車場建設にかかわって、市として積極的に関わり、必要な情報を把握・分析し、あらゆるリスク回避に全力を尽くすこと

4. 工期延長が新庁舎の整備手法に影響を与えないこと

以上、決議する。